

2. 地方公営企業会計制度等の見直しの概要

資本制度に係る規制や義務化が廃止されたことにより、自らの経営判断で資本金の減資や利益などの処分ができることとなりました。また、地方公営企業間の比較分析や、民間の企業会計基準との整合性などの点で対応が必要とされていたことから、地方公営企業会計基準の見直しが進められました。

(1) 資本制度の見直し

地方公営企業法の一部と関係政省令の改正(平成24年4月1日施行)

- ①法定積立金の積立義務を廃止。
- ②条例、又は議会の議決によって、利益及び資本剰余金を処分できる。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができる。

(2) 会計基準の見直し

関係政省令の改正(平成24年2月1日施行、平成26年度予算及び決算から適用)

- ①借入資本金の廃止 (借入資本金を負債として表示)
- ②補助金等により取得した固定資産の償却制度等
(「みなし償却」の廃止、固定資産取得のための補助金等を負債に計上し、減価償却見合い分を順次収益化)
- ③引当金の計上義務化 (引当金の要件を満たすものの計上を義務付け)
- ④繰延勘定の原則廃止 (新しい繰延資産の計上は原則不可)
- ⑤たな卸資産の価額 (取得原価より下落した場合、時価を帳簿価額とする低価法を義務付け)
- ⑥減損会計の導入 (減損の兆候がある資産は、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額可)
- ⑦リース会計の導入 (リース取引の実態に伴った会計処理方法を適用)
- ⑧セグメント情報の開示 (事業の単位を示すセグメントごとに区分して情報を開示することが必要)
- ⑨キャッシュ・フロー計算書の作成義務化 (これまでの資金計画書に替わって作成を義務付け)
- ⑩勘定科目等の見直し (財務諸表上の区分の変更、新たな勘定科目の追加など)
- ⑪組入資本金制度の廃止 (積立金使用後は未処分利益剰余金となる)